

2019年12月23日

自己適合宣言登録制度の活用について

弁護士法人ほくと総合法律事務所
代表パートナー 弁護士 中原 健 夫

1. はじめに

読者の方々もご存じのとおり、内部通報制度に関しては、自己適合宣言登録制度という内部通報制度認証が存在する^[1]。2019年2月12日より、公益社団法人商事法務研究会が受付を開始しているが、約10ヶ月を経過した2019年12月13日時点でも、登録事業者数は41社にとどまっている。

この数字をどのように評価するかは、様々な意見があるかもしれないが、当職の率直な感想は「ものすごく少ない」というものである。上場会社数だけでも3,692社（2019年12月12日現在、日本取引所グループのホームページ参照）あり、また、上場会社の大半が内部通報制度を導入しているのだから、41社という数字がいかに低調なものであるかが理解できるだろう。

なぜ、このような低調な数字にとどまっているのだろうか。更新料が不明であった等の制度設計上の問題もあったと思われるが、本質的には、将来的に内部通報制度認証に関して第三者認証制度が開始されることが予定されている状況下において、自己適合宣言登録制度を活用した場合のメリットが分かりにくく、それ故、多くの企業等の経営者の理解を得ることができていないという点にあると思われる。

しかし、当職としては、本稿において述べるいくつかの理由から、今だからこそ自己適合宣言登録制度を活用すべきであると考えている。

2. 今だからこそ自己適合宣言登録制度の活用を

(1) 第三者認証制度の開始はかなり先になるのではないか？

消費者庁によれば、第三者認証制度の開始は2019年度以降とされていたので、早ければ2019年度から活用できるのではないかと期待している企業等があったと思われる。また、現状、自己適合宣言登録制度の登録事業者でなければ、第三者認証を受けることができないという設計になっていないため、自己適合宣言登録制度を活用せず、最初から第三者認証制度を活用したいという企業等もあったと思われる。

¹ 制度概要については、公益社団法人商事法務研究会のホームページをご確認いただきたい。

https://wcsmark.secure.force.com/WCMS_index?common.udd.actions.ActionsUtilORIG_URI=%2Fapex%2FWCMS_index

しかし、先日、公益社団法人商事法務研究会のホームページにおける「よくあるご質問」の中で、「現在の状況から 2020 年度中の導入の可能性は低いと理解しております。」という見解が公表された。つまり、この見解を前提とすれば、第三者認証制度を活用できる時期は、どんなに早くても 2021 年度になる見込みであるし、全くの私見であるが、自己適合宣言登録制度がある程度まで普及しないと、第三者認証制度が開始されないのではないかという気もしているため、低調な状況が続いたままだと、2021 年度よりも後になる可能性すらあると考えている。

いずれにせよ、第三者認証制度の開始はかなり先になるのではないかと思われるため、第三者認証制度の開始を待たず、自己適合宣言登録制度の活用を検討すべきである。

(2) 公益通報者保護法の改正に対応するためにも早く活用すべきではないか？

公益通報者保護法の改正案は、来年の通常国会に提出される可能性が高いと言われている。そして、改正内容のひとつに、常時雇用する労働者の数が 300 人を超える民間事業者に対して内部通報体制の整備義務^[2]が課されるとともに、いわゆる 3 号通報^[3]の保護要件の特定事由^[4]として、事業者が内部通報体制の整備義務を履行していない場合につき、客観的・外形的に判断可能な要件について法制的・法技術的な観点から整理を行い、当該要件を追加するという改正内容が含まれると言われている^[5]。そのような改正がなされると、内部通報体制の整備義務を怠っている企業等は、いわゆる 3 号通報がされやすい企業等になってしまうが、そのような企業等となってしまうことは経営者として到底容認できないと思われる。そのため、企業等としては、公益通報者保護法の改正により導入される内部通報体制の整備義務を尽くしている企業等であることを明らかにしていく必要がある。

² ①内部通報受付窓口の設置など、内部通報を受け付ける運用、②内部通報受付窓口を組織内で周知する運用、③通報者を特定可能な情報の共有を必要最小限の範囲にとどめる運用、④公益通報をしたことを理由に解雇その他不利益な取扱いを禁止する運用が機能するような体制を整備する義務となる可能性がある（消費者委員会公益通報者保護専門調査会報告書（概要）参照）。

³ 通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に対する公益通報をいう。具体的には、例えば、マスコミや消費者団体等に対する内部告発が 3 号通報に該当すると言われている。

⁴ 3 号通報が、公益通報者保護法上の保護を受けるためには、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があることに加えて、同法第 3 条第 3 号イからホのいずれかの特定事由に該当することが必要とされている。この特定事由のひとつとして、事業者が内部通報体制の整備義務を履行していない場合を加えることが想定されている。

⁵ 消費者委員会公益通報者保護専門調査会報告書（概要）参照。

この点、自己適合宣言登録制度の登録事業者となれば、公益通報者保護法の改正により導入される内部通報体制の整備義務を尽くしている企業等であることは明らかであると現時点では言いやすいため^[6]、公益通報者保護法の改正に対応するためにも自己適合宣言登録制度の活用を検討すべきである。なお、公益通報者保護法の改正案が施行される時期は未定であるが、自己適合宣言登録制度の登録事業者になるまでには、準備期間も含めて相応の時間を要すると思われるため、早めに取り組むべきである。

(3) 取締役の善管注意義務・忠実義務を果たすためにも活用すべきではないか？

取締役は、その善管注意義務違反・忠実義務違反を問われることのないよう経営を行うべきであるが、裁判所において経営判断原則^[7]により善管注意義務違反・忠実義務違反に問われないようにするためには、経営判断の前提となる事実認識を不注意により誤ることがないように適切な情報収集を行わなければならない。かかる観点から、適切な情報収集を行うためのツールになりうる内部通報制度を整備しなければならないとも言える。また、例えば、大会社である取締役会設置会社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等を整備しなければならないとされているため（会社法第 362 条第 4 項・第 5 項等参照）、当該体制を構築するための重要な要素のひとつである内部通報制度を整備しなければならないとも言える。逆の言い方をすれば、内部通報制度が整備されていないとすれば、取締役が善管注意義務違反・忠実義務違反に問われる可能性を高めることになるとも言える。

この点、自己適合宣言登録制度が存在しない時代であれば、形式的な取組みに過ぎなかったとしても内部通報の受付窓口を設置したり何らか内部規程を策定したりしていれば内部通報制度が整備されていないとまでは評価されにくかったと思われる。しかし、自己適合宣言登録制度が開始された以降は、自己適合宣言登録制度の登録事業者となれば、内部通報制度が整備されていないと評価されることはないと思われ現時点では言いやすいため^[8]、取締役が善管注意義務違反・忠実義務違反に問われにくくするためにも自己適合宣言登録制度の活用を検討すべきである。

⁶ 自己適合宣言登録制度の登録事業者とならないからといって、直ちに内部通報体制の整備義務を尽くしていないと評価されることはないと考えられるが、自己適合宣言登録制度の登録事業者となれば、現時点では内部通報体制の整備義務を尽くしていると言いやすいことは明らかである。

⁷ 判断時の状況を前提とし、関連業界の通常の経営者を基準として、判断の前提たる事実認識を不注意で誤ったか、あるいは、事実に基づく判断が著しく不合理であった場合でなければ、取締役の善管注意義務違反・忠実義務違反を認めないという法理をいう。

⁸ 脚注 6 と同旨。

3. 自己適合宣言登録制度を活用するメリット

(1) 利用対象者に対して安心感を与えるというメリット

自己適合宣言登録制度に関するセミナーの講師を務めたり、企業等から個別に相談を受けたりすると、自己適合宣言登録制度の登録事業者となることのメリットについて質問を受けることが多い。その際には、上記 2.(2)及び(3)のメリットを説明しているが、それに加えて、企業等の内部通報制度の利用対象者に対して当該制度が安心して利用できるものであるということ具体的なメッセージとして発信できる、つまり、利用対象者に対して安心感を与えることができるというメリットがあるという説明を併せて行うことが多い。現に、自己適合宣言登録制度の登録事業者となった企業等のうち数社に対してインタビューをさせていただいたことがあるが、いずれも内部通報制度の利用対象者に対して安心感を与えることができるというメリットを強調していたことが非常に印象的である。

(2) 内部通報制度を見直すことにより適正化できるというメリット

また、自己適合宣言登録制度の登録事業者となった企業等のうち数社に対してインタビューをさせていただいた際に、申請を行う過程で審査項目・審査基準に沿って自ら検討することにより既存の内部通報制度を見直す機会となったという趣旨の説明を受けたことも印象的である。自己適合宣言登録制度の審査項目・審査基準を見ていただければご理解いただけると思うが、審査をクリアしようと思うと、多くの企業等は、少なからず既存の内部通報制度を見直すことになるのではないかとと思われる。そして、その見直しは、内部通報制度の整備をより強化する方向での見直しになるため、企業等にとって内部通報制度を適正化できるというメリットがあると考えられる。

(3) ガバナンスを強化できるというメリット

その他にもメリットを挙げるとすれば、自己適合宣言登録制度の登録事業者になろうとすると、当該制度の審査項目・審査基準の必須項目ではないものの、経営幹部から独立性を有する通報受付及び調査・是正の仕組み、具体的に言えば、社外取締役や監査役に対する通報ルートを設置等について具体的な検討が行われることが多いようである。現に、当職が個別に相談を受けた企業等の中にも、自己適合宣言登録制度の登録事業者となることを契機として経営幹部から独立性を有する通報受付体制を整備したところがある。一般的に社外取締役や社外監査役はどうしても入手できる企業等の情報が経営陣からの情報に偏りがちであるため、自己適合宣言登録制度の登録事業者となることを契機として、社外取締役や監査役に対する通報ルートを設置したり、その体制を拡充したりすることにより、社外取締役や監査役が企業等の情報を入手できる機会を増やすことができれば、ガバナンスを強化できるというメリットもあると考えられる。

4. 第三者認証制度の活用との関係

さらに自己適合宣言登録制度の登録事業者となるメリットを挙げるとすれば、第三者認証制度を活用する際に、その審査がスムーズになるであろうという点を挙げるができる。現時点で第三者認証制度に関する概要は明らかになっていないが、いわゆるPDCA サイクルの視点を取り入れることが想定されているところ^[9]、自己適合宣言登録制度がP (Plan) とD (Do) の部分のチェックに相当するものと考えられる^[10]。そうだとすれば、第三者認証制度を活用するよりも前に、自己適合宣言登録制度の登録事業者となれば、いわゆるPDCA サイクルのうち、事実上、P とD の部分のチェックを済ませていると考えられるため、第三者認証の審査を受ける側にとっても、第三者認証の審査を行う側にとっても、審査の負荷が減ることになると思われる。また、そもそも適切にP とD の部分が実施できていなければ、適切にC (Check) とA (Act) の部分を実施することが難しいことからしても、第三者認証制度を活用するよりも前に、自己適合宣言登録制度の登録事業者となっておくことがメリットになると思われる。

個人的には、自己適合宣言登録制度の導入当初から、当該制度の登録事業者となった企業等でなければ、第三者認証制度を活用できないという制度設計にした方が、むしろ分かりやすかったのではないかという気がしているが、そのような制度設計に変わらなかったとしても、事実上、第三者認証を受けやすい企業等は、自己適合宣言登録制度の登録事業者となった企業等になるのではないかと考えている。

5. 終わりに

自己適合宣言登録制度を活用した場合のメリットについてご理解いただくことはできたであろうか。現時点で自己適合宣言登録制度の登録事業者になるための申請を行っていない企業等においては、是非とも経営者の理解を早期に得ていただいた上で、申請を行うための準備に取り組んでいただきたいと考えている。

自己適合宣言登録制度の活用を通じて、内部通報制度がより適正化され、その結果、企業等の自浄作用がより強化され、より健全な社会が実現されていくという好循環が生まれることを期待したい。

以上

⁹ 内部通報制度に関する認証制度検討会「内部通報制度に関する認証制度の導入について」参照。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/research/review_meeting_001/pdf/review_meeting_001_180501_0001.pdf

¹⁰ 内部通報制度認証「自己適合宣言登録制度」申請様式記載例参照。

<筆者略歴>

中原 健夫（なかはら たけお）

弁護士法人ほくと総合法律事務所 代表パートナー

1993年 早稲田大学法学部 卒業

1998年 弁護士登録、原田・尾崎・服部法律事務所（現在の尾崎法律事務所） 入所

2002年 アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社）企業内弁護士

2005年 あさひ・狛法律事務所（現在の西村あさひ法律事務所） 入所

2007年 のぞみ総合法律事務所 パートナー

2008年 弁護士法人ほくと総合法律事務所を設立、代表パートナー 就任

企業コンプライアンス、不祥事対応、危機管理、社内・第三者委員会調査、保険業務、倒産・事業再生、M&A、不動産取引、紛争対応等。

内部通報その他コンプライアンスに関する講演・著書・論考多数。

掲載日：2020年1月7日